

令和2年2月定例農業委員会 会議録

令和2年2月10日（月）

会 議 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
利用権の設定について
- ・ 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
利用権の設定について（中間管理事業分）
- ・ 議案第6号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を
行っている旨の証明願について
- ・ 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受
理について
- ・ 決 議 「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」（案）
について

4. その他

5. 閉 会

(午前 9時30分開会)

・事務局

皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、令和2年2月農業委員会総会を開催させていただきます。

開会にあたり事務局よりご挨拶申し上げます。

・事務局

皆さん、おはようございます。急遽、会場を変更になりまして、こちらになりました。いつもながらですが、申しわけございません。

まず、今の農業施策を取り巻く情勢なんですが、橋本市では今、高野山麓精進野菜を取り組んでおります。来月の広報に詳細を掲載させていただくんですが、先日来、1月の記者発表でこういう、大根も含めて野菜を取り組んでいるよというようなお話をさせていただきました。また広報の方をご覧になっていただきたいなと思います。

一方で、ゴマの産地化を目指すということで、ゴマを作るという取り組みをさせていただいています。皆さん方にもご協力をいただいているところなんですが、令和元年度におきましては約200kgのゴマが栽培できまして、それを高野山のゴマ豆腐屋さんにはほとんど買い取っていただいているというような状況です。

まだまだ課題等が多い中で、私たち職員一丸となって皆さんのご協力のもと取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

私ごとながら、議会等で日程が重なって、なかなか皆さん方にお会いしてご挨拶できずに申しわけないんですが、担当、それから、職場の方にも来ていただいた際は、もう皆さん方から忌憚のないご意見をいただきたいと思ひますので、今後ともご指導いただきたいと思ひます。

本日は大変お疲れさまです。どうぞよろしくお願ひします。

・事務局

それでは、議事に入りたいと思ひますが、議事の前に、本日、資料が多いので確認をお願いいたします。

まず1番目に、本日の次第を付けさせていただいております。次めくっていただいて、本日の議案書。次に、位置図。その後、決議案の文書。それと、事務局資料と書いた次第。次に、来年度

の開催日の日程表を付けております。その次に、先般行われました新年会の会費報告書。次に、和歌山県における農地利用最適化推進に関するアンケート。一番最後に、カラー刷りの和歌山農業経営サポートセンターのチラシ。

こちら皆さんございますか。

それでは、後ろから2つ目のアンケートについてですが、お帰りの際に、一番後ろに緑のかごを設けておりますので、該当する所に印記入された上で、帰られる時には投函いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議事の進行につきましては、橋本市農業委員会会議規則の規定により、会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、以後、会長ご挨拶の後、議事の進行をお願いいたします。

・土井会長

それでは、皆さん、おはようございます。2月の定例農業委員会ということでございますが、確定申告のために、いつもの会場から急遽この会場に変更ということで、いつものような格好の形とれませんでしたので、今回は議会形式の形の座席ということにさせてもらいました。

事務局と相談したんですが、これも雰囲気が変わってまたええやろというようなことで、本日はこのような格好でやっていきますので、どうぞご承認をいただきたいと思います。

令和2年も明けまして、あっという間に1ヶ月が済んでしまいました。その1ヶ月の間に、1月の下旬から発生を続けております新型コロナウイルス感染症ですが、このことは今、こういう会議の時には避けて通りやらんような話題になってございますので、観光と地域産業に大変大きな影響が見られてございまして、いまだ収束が見えない現状でございますが、コロナウイルスとかアデノとかロタとかいろいろウイルスあるんですが、そないに病原性の強いウイルスと私は思っておりませんで、20秒間、流水によって手を洗うとか、アルコールの消毒もいいらしいですが、それと、マスクとうがいと、この3点セットで対応するということが大変重要になります。皆さん方もあんまり、テレビでやってるんですが、怖がらずに冷静に判断して、行動していただければなというふうに思っているところでございます。

要するに、今、インフルエンザもやかましい言うてますけども、

インフルエンザの対応もこんなような形ですので、一般のウイルスと同じような格好で対応を皆さんもしたらええんかなというふうに思っています。

さて、県の方では農業人口の減少が、あるいは、後継者不足ということで、耕作放棄地が3,000haを超えたというようなことで、この数年でこの面積は1.6倍になっておるといようなことになってきて、こういうことから耕作放棄地の再生をする施策として、中間管理事業を実施しております農業公社、そこで、モデル事業として、所有者の意見を聞きながら農地を再生しまして、これを集積・集約して希望者に貸し付ける、こういう施策を令和2年度で新しい事業として着手するといようなことになっているのでございます。

これが放棄地の拡大に歯止めがかかるということを大変期待をしておるものでございますが、また一方、さきの県の会議におきまして、ここ2年の間に全国で、農地法に係る転用問題等々に係り4件の公正・公平さを欠く案件が摘発されて、報道されておるところでございます。

我々、許認可権を持っておるところでございますので、その辺のところは注意をしながら進めていかないかんわけですが、今月の定例会で適正な法律の運用を遵守するということを決議するよいうにということで県の方から指導がありましたので、皆さん方のお手元にあると思うんですが、後ほどそういうことで周知をいたしたいと、こういうふうに思いますので、よろしく願いをしておきます。

それでは、これより2月の定例農業委員会を開催いたします。座って進めてまいります。

・議 長

それでは、只今より議事を進行してまいります。
事務局から、本日の出席委員について報告をお願いします。

・事務局

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の出席委員数についてご報告申し上げます。
農業委員11名中11名全員の出席でございます。以上です。

・議 長

事務局から報告のとおり、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び橋本市農業委員会規則第7条の規定により、出席委員は在任委員の過半数に達しており、本日の会議は成立していることを宣言いたします。

議案に先立ち、議事録署名委員の選任を行います。橋本市農業委員会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員は、議席番号2番木下善久委員、議席番号3番大西正明委員の2名を指名いたしますので、よろしく願いをしておきます。

議事に入ります。

本日の議事は提出議案6件、報告1件、決議1件であります。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局に提案理由の説明を求めます。

・事務局

それでは、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明申し上げます。議案書の3-1ページ及び位置図3-1をご覧ください。

整理番号1番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市野上井出・・・です。登記簿地目は田、現況は畑となっております。今回の申請は贈与による所有権の移転です。申請者同士は親族で、譲渡人は遠方に居住しており農地の維持管理が困難になったことから、橋本市で農業を行っている譲受人と話がまとまり、本申請に及びました。譲受人、尾野氏の経営耕地面積は取得しようとする農地と合わせて合計・・・aで、旧山田村の下限面積40aをクリアしております。周辺農地への被害防除措置等について、影響はありません。譲受人は耕運機やトラクター等を所有しており、農作業従事者は3名とのことです。

以上について、農地法第3条の許可基準に照らし審査いたしました結果、農地法第3条各号に該当しないため、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

・議長

事務局の説明が終わりました。担当委員から追加説明をお願いいたします。

・佐藤推進委員

推進委員の佐藤です。事務局のとおり問題ないと思います。

・議 長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。
ありませんか。

.....

・議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を
採決いたします。
本件を許可することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり許可すること
に決定いたします。
次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請につい
て を議題といたします。事務局に提案理由の説明を求めます。

・事務局

それでは、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可
申請についてご説明いたします。議案書の4-1ページ及び位置
図4-1ページをご覧ください。

それでは、整理番号1番の案件についてご説明申し上げます。
申請地は橋本市柏原字井之尻・・・、・・・、・・・となっております。
位置は市立柏原保育園より南に約・・・mに位置する第3
種農地で、登記簿地目及び現況は畑となっております。申請者は
高齢により農地の維持管理が難しくなってきたため、農地を貸し
駐車場として有効活用しようと考え、本申請に至りました。計画
によりますと、自家用の駐車場2台分及び貸し駐車場として26
台分の駐車場を整備します。排水について、汚水及び雑排水は発
生しません。雨水については申請地南側の側溝を経て申請地東側
の道路側溝へ放流いたします。このことについて、柏原区長の同
意書が添付されております。隣接する農地は1筆ありますが、同

意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上の預金残高確認書類が添付されております。

以上について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員から追加説明をお願いします。

・ 岡本委員

岡本です。この場所は住宅に囲まれており、北側には保育園があるという狭い場所でございますので、農地にするよりは、もうそういうぐあいにきれいにしてもらった方が今後のためにもいいとは思いますが、ただ、これは区長の方が考えることですが、車の出入りの、保育園があるものですから、その注意だけを怠ってはいかんと、こういうことで問題なく終わりました。

・ 議 長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。質疑ありませんか。

・・・・・・・・

・ 議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について を採決いたします。

本件を進達することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・ 議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり進達すること

に決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局に提案理由の説明を求めます。

・事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書の5-1ページ及び位置図の方の5-1ページを開いていただけたらと思います。

それでは、整理番号1番の案件についてご説明申し上げます。申請地は橋本市野字中畑・・・、位置はJR紀伊山田駅より北東に約・・・mに位置する第3種農地で、登記簿地目及び現況は畑となっております。転用事業者である借り人は現在、賃貸住宅で家族と生活をしておりましたが、子どもが生まれたことにより賃貸住宅の生活スペースの方が手狭になってきたとの理由から住宅の建設を考え、適地を探していたところ、貸し人である父より住宅が密集し維持管理が困難となっていた農地を借りることで話がまとまり、本申請に及びました。計画によりますと、木造2階建ての住居を建設します。汚水、雑排水については申請地東側の公共下水に接続します。雨水については申請地東側の道路側溝へ放流します。このことにつきまして、地元区長の同意書が添付されております。隣接する農地は1筆ありますが、所有者の同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上の融資確認書類の方が添付されております。

続きまして、位置図5-2ページをご覧ください。整理番号2番の案件についてご説明申し上げます。申請地は橋本市高野口町大野字島田・・・、位置は市立高野口小学校より南西に約・・・mに位置する第3種農地で、登記簿地目及び現況は田となっております。譲受人は市内で自動車学校の経営を行っている法人です。近年、高齢者講習の受講者が増加し車での来校者がふえたために駐車場が不足しており、適地を探していたところ、高齢により農地の維持管理が困難となっていた譲渡人と話がまとまり、本申請に及びました。計画によりますと、駐車場26台分を整備いたします。排水について、汚水及び雑排水については発生しません。雨水については自然浸透とし、浸透し切れない分につきましては申請地西側の水路を経て申請地北側の道路側溝の方へ放流すると

いうことになっております。このことについて、小田井土地改良区の意見書及び地元水利組合の同意書が添付されております。隣接する農地は3筆ありますが、すべて所有者の同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されております。

続きまして、整理番号3番及び4番の案件についてご説明申し上げます。位置図の方、5-3ページ及び5-4ページ、次のページをご覧ください。

それでは、整理番号3番の案件について説明申し上げます。申請地は橋本市胡麻生字向山・・・、・・・となっております。位置は市立紀見保育園より東に約・・・mに位置する第3種農地で、登記簿地目及び現況は畑となっております。転用事業者は大阪府で植林や林産物の加工・販売及び不動産業、そして、再生可能エネルギーによる売電事業を行う法人です。事業拡大のために太陽光発電施設の適地を探していたところ、遠方に居住しているため農地の維持管理が困難となっていた譲渡人と話がまとまり、本申請に及びました。計画によりますと、太陽光パネル288枚、パワーコンディショナー8台、発電出力38kWの太陽光発電施設を整備します。排水について、汚水及び雑排水については発生しません。雨水については自然浸透とし、浸透し切れない雨水については北側道路側溝及び申請地西側の水路へ放流します。このことにつきましては、押印した同意書の方が添付されておりますませんが、地元説明会を開催し、区長をはじめ水利組合の役員に事業の説明を行った経過が確認できる議事録及び報告書が添付されております。隣接する農地は1筆あり、こちらの方も所有者の同意書が添付されておりますませんが、隣接地の所有者宅に個別に訪問し事業計画を説明した旨の報告書が添付されております。現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明が添付されています。

続きまして、整理番号4番の案件についてご説明申し上げます。申請地は橋本市胡麻生字宮ノ前・・・、位置は市立紀見保育園より南に約・・・mに位置する第3種農地で、登記簿地目及び現況は田です。転用事業者は整理番号3番と同じく、大阪府で植林や林産物の加工・販売、不動産業、そして、再生可能エネルギーによる売電事業を行う法人となっております。理由も同じく、事業

を拡大するために太陽光発電の適地を探していたところ、高齢のために農地の維持管理が困難となっていた譲渡人と話がまとまり、本申請に及びました。計画によりますと、太陽光パネル320枚、パワーコンディショナー8台、合計出力が39.6kWの太陽光発電施設を整備いたします。排水について、汚水及び雑排水については発生いたしません。雨水については自然浸透とし、浸透し切れない雨水については東側既設水路及び申請地西側の既設水路へ放流します。整理番号4番の案件について、こちらにつきましては地元水利組合の同意書、これをもらっていただくようお願いしまして添付されております。隣接する農地は5筆あり、所有者の同意書は添付されておきませんが、隣接地の所有者宅を個別に訪問し事業計画を説明した旨の報告書が添付されております。現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、整理番号4番の案件につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されています。

整理番号3番及び4番の案件につきましては、隣接する農地所有者より押印のある同意書や関係水利組合の同意書が添付されていないところがございますが、転用事業者が地元説明会を開催し、関係水利組合や区民への事業説明を行い、隣接地の所有者の方々には個別訪問を実施し、意見を伺っているということが確認できる報告書が添付されておりましたので、転用目的実現の可能性があると判断いたし、受け付けております。

しかし、橋本市農業委員会におきましては、周辺の農地所有者や耕作者が事業計画に対して理解や承諾があったことを確認できる参考資料として、法定添付書類ではございませんが、関係水利組合及び隣接農地所有者の同意書を申請者に求めていく所存でございます。以上、ご説明申し上げます。

続きまして、整理番号5番から10番の案件についてご説明申し上げます。位置図、次のページめくっていただきまして、5-5番から10番の案件の位置図の方を見てください。申請地は橋本市橋谷・・・ほか13筆です。議案書の方が整理番号の5番から10番までの案件となっております。位置は南海御幸辻駅より北東に約・・・mに位置する第3種農地で、登記簿地目、現況ともに田及び畑となっております。借り人である転用事業者は、福岡県を拠点とし全国にドラッグストアを展開する法人です。事業拡大のために都市周辺の国道沿いで店舗用地を探していたところ、

高齢や労力不足により農地の維持管理が困難となっていた農地の所有者と話がまとまり、申請に及びました。計画によりますと、・・・㎡の鉄骨造平屋建ての店舗を建設します。排水については、農業用水路ではなく、排水管を埋設し河川に放流する計画となっております。その中の整理番号10番の案件につきましては、農地に排水管を埋設するための一時転用許可ということになっておりまして、隣接する農地に深さ50cmで配管を埋設した後、工事が終了した後は農地として利用する計画であると伺っております。店舗からの汚水及び雑排水につきましては申請地内に合併浄化槽を配置し、排水管により申請地東側の河川に放流するというふうに伺っております。雨水についても同じく申請地内に新設する水路を経て申請地東側の河川に放流いたします。このことにつきましては、地元水利組合の同意書が添付されております。隣接する農地は4筆ありますが、すべて所有者の同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されております。

続きまして、整理番号11番の案件についてご説明申し上げます。位置図5-11をご覧ください。申請地は橋本市高野口町向島・・・、位置は市立高野口こども園より南に約・・・mに位置する第2種農地で、登記簿地目及び現況は畑です。この案件につきましては、平成31年12月の定例会におきまして、譲受人である・・・から住宅の建設を目的として5条の許可を受けたところですが、事業に着手する前に譲受人である・・・氏が住宅及び大型車の駐車場を整備するための適地を探していて交渉した結果、話がまとまり、今回、転用事業者の変更という形、事業計画の変更という形で申請することに至りました。計画によりますと、・・・㎡の木造平屋建て住居及び駐車場を整備いたします。排水について、汚水及び雑排水については合併浄化槽を経て申請地南側の水路へ放流します。雨水についても同じく申請地南側水路へ放流します。このことにつきましては、地元区長の同意書が添付されております。隣接する農地は1筆ありますが、所有者の同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上の融資確認書類が添付されております。

以上11件の案件について、農地転用許可基準に照らし審査い

たしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから追加説明を伺うわけですが、農地利用最適化推進委員本人に関する案件がございますので、事務局の方から説明を願います。

・ 事務局

平成27年に改正されました農業委員会等に関する法律第31条において、農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないと、議事参与の制限が規定されております。

同法律におきまして規定する農業委員会の委員とは農業委員を指しており、農地利用最適化推進委員は該当しない旨を和歌山県を通じて農林水産省に確認をいたしました。

以上のことから、同法律第29条に、2、推進委員はその担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、総会または部会の会議に出席して意見を述べることができると規定されておりますので、議事を進めることに差し支えございません。

ですので、佐藤委員につきましては、どうぞ、ご自身の席にお戻りくださいますよう、申し上げます。以上です。

・ 議 長

事務局の説明のとおり、農地利用最適化推進委員は議事参与の制限に該当しないと、こういうことでございますので、このまま議事を進めます。

それでは、担当委員さんから追加説明をお願いします。

・ 岡本委員

ここも住宅の周囲にありまして、現在、柿作っとなるわけですが、そういう消毒もだんだんなくなってきて、周囲の方は環境上よくなってくるんじゃないかと思えます。特に問題出てないので、問題ありません。

・ 議 長

続きまして、案件の2。

・池田会長職務代理

大野担当の池田です。・・・の駐車場にということで、現在まだ・・・さんが、土地を耕作されている方がおります、小作というたら失礼なんですけれども、利用集積はかかってないんですけれども、その方の収穫を待たれて農地から転用をして駐車場にということなので、問題ないと思います。

・議 長

次は、案件3と4。

・田中（里）委員

6番田中です。3と4、一緒に説明させてもらいます。

2019年の12月21日に地元説明会を実施されています。その後で隣接農地所有者の方には個別訪問をされています。その結果として、「農機具も通行できるように希望」とか「に説明の上承諾」「特に意見なし」という経過報告書が一応添付されています。

けど、私としては、個別に訪問されるのであれば、署名・捺印のある隣接同意書をもってほしかったと考えています。後にトラブルのないようにしてほしいと思います。

それと、説明会の記事に書いてあることなんですが、「隣接の皆様もこの事業に関して大変興味を持っておることを推測します。したがって、貴社の事業が胡麻生区太陽光のよきモデルケースになるよう、しっかりとした計画を行ってほしい」。会社の方の返事が、「当社の太陽光事業が胡麻生区のよい事例になるように、皆様にご教示をいただき進めてまいります」と書かれているんです。

だから、これから、胡麻生は地元の人が農業をするんじゃないに、・・・の方の人が田を作りに来てくれるというケースが多いんです、八幡さんの周辺の方。だから、もしこういうことが本当に実現されるようになってしまったら、こっちでは同意書なくても、説明会のその議事録だけでOKですよとか、そんなことになったら私としてはすごく困るので、橋本市の農業委員会としてはもう、水利組合の同意書、隣接同意書、そういうのはきっちり今後もらってもらいたいような方針で行ってほしいと考えています。以上です。

- ・ 議 長
次。5、6、ずっとこれ10番まで。

- ・ 委員
5から10番まで。・・・さんが全国展開していく上で広い場所
が要ったことと思われます。ただ、申請地の東側に属する水利組
合の同意書を追加してもらいました。あとはもう事務局の説明ど
おりで問題ありません。

- ・ 議 長
11番。

- ・ 林委員
8番の林です。・・・ 確認をとりま
した。現地も今日立ったんですが、事務局の報告のとおり、何も
問題ありません。以上です。

- ・ 議 長
それでは、これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願
います。
どうぞ。

- ・ 事務局
先ほど委員からご指摘をいただきました隣接同意について申し
上げます。
こちらにつきましては、先ほど事務局の名迫が説明させていた
だきましたが、転用に係る法定添付書類ではありませんが、和歌
山県並びに橋本市農業委員会といたしましては、今後、トラブル
の防止、説明不足等々を防ぐためにも、やはりここは業者さんに
努力をいただいて、隣接者一覧を添付のもと、そして、同意書を
印鑑をついたものを頂戴するように、これから指導を徹底してま
いりたいと思いますので、どうか皆様、協力をよろしく願いい
たします。以上です。

- ・ 議 長
今、事務局からありましたように、同意書というのは農地を転

用する時に法定添付書類とはなってないんですが、従来から市農業委員会は同意書を付けるように努力してくださいよと、努力目標ですよというふうに申請者に指導をずっとしておるわけですが、引き続いてやっぱりこういうことはとってくれと。とれなんだ時については、いわゆる経過書類も付けてほしいと。それでもなおかつ協力もしてくれへん、努力もしれくれへん人については、農業委員会みずからが現場確認をして、そして、農業経営に支障がないかどうかを判断をして、そして進達できる、こういうような形をとっておるわけでございますけれども、結局、申請者に対しては、事務局に書類あがってきた時には十分そういう趣旨を説明をしていただいて、絶対的という言葉、これはもう裁判したら皆負けてますのであかんのやけども、そういう我々農業委員会としてはそれを判断基準とするということにしていますので、ひとつ事務局の方は、申請があがってきた時には、そういった形でご協力をしてほしいと、こない思いますので、よろしく願いしておきます。

ほかに質問ありませんか。

- ・ 委員

今の説明なんですけど、何かややこしい。そやから、同意書は要るか要らないか、どちらかということにならんのですか。

- ・ 議長

どうぞ。

- ・ 事務局

同意書につきましては、法律の中で、いわゆる土地改良区、紀の川用水、小田井、引の池等々につきましては、土地改良区の意見書というものは法律で定められて添付されるようになっております。

ただ、しかしながら、先ほど田中委員からもご指摘がありましたように、また、会長からもご指摘がありましたように、近隣農地に影響を与えるか与えられないかというのは、やはり今度は地元の水利組合さんが水路を管理とかされていますので、そちらについても、やはり法定添付書類ではないんですけど、要るか要らんかの話をされると要らない書類にはなるのですが、それはやはり地元きちっと事業の説明をしてご理解をいただければ、素直

に印鑑の方は頂戴できるのかなということで、同意書の添付をこれからもより一層求めていこうというふうに考えております。要るか要らないかで聞かれば、要らないというふうになります。以上です。

・ 議 長

ほかにありませんか。

・ 岡本委員

田中さんも心配されておること、私どもも思うんですけど、地主が同意したとしても、そこは地主が誰かに作ってもらったとなつた場合に、作つとる人が一番、今後、運営で問題あるかないかというのは起こるわけですので、今、私どもの地域でも、作業小屋が建つとるだけでも後ろの田んぼは陰になつてもものが作れないと、こういうことが困るというような問題が起きるとるわけなんです。

だから、その辺、田中さんが言われたことごもっともやと思うんですけど、その対策はないんでしょうか。合わせて、作つとる人の方も一応了解してもらふようなことがないと、建物建つとなつたら、非常にやっぱり今後問題出てくる可能性が大きいと思うんですけど。

・ 議 長

はい、どうぞ。

・ 事務局

隣接同意につきましては、所有者だけではなくて、賃貸で耕作されておられる方の同意も必要となります。

・ 事務局

岡本委員がおっしゃられるとおり、農地転用申請前には必ず小作の確認ということも行っておりまして、当然そこが農業委員会が中間管理機構を通じて契約されている所であれば、まずはその話し合い。解約するのであれば解約してくださいねということはお伝えしておりますので、もし農業委員会が把握していない貸し借りがそこに存在するとすれば、それは逆に、俗に言う闇小作ということになってしまいますので、もうできれば逆に、貸し借

りをする場合には必ず農業委員会への届出をということでご指導いただければと思います。以上です。

・岡本委員

ほしたら、小作の方の確認とれたやつはどこかに書類等残るんですか。

・事務局

まずは、やはり解約手続をとっていただくなりした後での転用となります。

・岡本委員

解約手続でしょう。

・事務局

本来であれば。隣接の耕作地であれば、必ず所有者さん、もしくは耕作者の同意が必要になってきますけど。

・岡本委員

そやから、隣の人がそこまで、貸してる方やったら、同意書くださいと来たら、ああ、ええよというようなことで、自分とこなんかは売りたいわけやから、そうなる場合が多いと思うけど、作っとる人はもうようせんわ言うて、ほんなら返すわとなってきたら、そこの所の作ってる人が別の人になりますからね。返された時に、返されないという条件で。田舎の人というのは皆、そんなとこまで、いがんでなった時のことまで考える人と考えん人があると思いますので。

・議 長

きちんと話し合いしてもらわな、しょうないことやさかいな。

・岡本委員

うん。そやから、その辺よく説明した上ででも最低しといてもらわないと。

・議 長

どうぞ。

- 委員

先ほど隣接農地の問題もあったと思うんですけど、この
、民家が結構あるじゃないですか。パワーコンディショナー8台とか何かさっき言うてましたけど、やっぱり音とか深夜の騒音とか、前も菖蒲谷の 私言うたことあるんですけど、そのあたりがかなり心配です。

個別に説明するというのは、はっきり言うて、集団で地元の説明会やったらもめるのわかってるから個別にやってるというような印象もあるので、そのあたりどうなんですか。市はもう認めるんですか、これ。
 - 議 長

どうぞ。
 - 事務局

太陽光発電のご意見いただいたとるんですが、太陽光発電の建設につきましては、橋本市で条例もありますし、また、管轄が生活環境課になりますので、農業委員会の判断として、太陽光発電はいいですよとかあかんですよという判断はいたしかねると思います。

ただ、農地を農地でなくなる判断というのが農業委員会に求められておりますので、そこでの判断を。
- 委員

いつもそう説明されるんですけど、やっぱり農地と地域社会というのがありますやんか。だから、農地だけ ええという問題やないと思うんです。その判断する立場になったら非常に困りますやん。補償もんやから。
- 議 長

はい、どうぞ。
- 事務局

先ほど説明させていただいて、担当課が変わるというふうに申し上げさせていただいたんですが、農業委員会と生活環境課の方ではこういったときには必ず情報共有いたしまして、関係法令で

すとか、その他こういうような担当者レベルになるんですが、共有は進めておりますので、決して農業委員会は太陽光関係ありませんということではありません。

・ 議 長

はい、廣田さん、何ぞ。

・ 廣田委員

毎回、隣接同意とか水利組合のことでもめる話でございますが、先ほどから話ありましたように、原則として隣接同意は要らないということになって、その上で橋本市は求めていくんやと。ほんなら、現場へ出るとる推進委員や農業委員さんはどないしたらええんなどということになるろうかと思うんですが、もらえない理由にもいろいろあると思うんです。

それらを検討するのが月に1回のこの会ですんで、担当する方はそない悩まんと、ああ、それは何ぞ理由があったんやなどというような程度で来ていただいて、来ていただいてと、わしそんなこと言うてんねやないんやけども、この場で審議したらええと思うんですが、と私は思いますが、いかがでしょうか。

・ 議 長

はい。

・ 田中（里）委員

田中です。私そんな判断する力ありません。

・ 廣田委員

いや、判断せいと言うとんじゃなしに、この場で皆さんと判断してもらったらいいとちゃいますかという話です。

・ 田中（里）委員

はい。

・ 池田会長職務代理

この話を田中さんから相談いただいた時に、ご本人さんもこの会議で発案して、一度みんなの意見を確認したいという話はされてたんですけれども、私自身が思うことで、個々に回られたの

であれば、承認いただいたということであれば、一筆やっぱり書き添えていただけるような状態にあると思うんです。回られたと言うし、同意も得ると、それを一筆かする手間というんか、それがハードル何か高かったんか何かしらんけども、そこまで努力したのであれば、一筆いただいてもいいんじゃないかという判断は私はしたんです。

・議 長

そんなことで、事務局、。

・廣田委員

同意書、先月、私の方も同意書なしのはありましたんですが、その理由に、農振地域を除外するんやと、その時に何するのよと、ということで、これこれで太陽光発電をしたいんやという場合に、間へ入っとる代理人というのが、そのところで説明もしとるし、区長にも判ももろとるし、担当の水利にも判もろとるし、みんなにもろとるのに何でこの部分で同意をもらわんなんかという話がありました。

いや、あれはあれ、これはこれでという話をしましたんですが、たまたまその方は奈良県の代理人でしたので、そんなのお前、法律に、和歌山県へ行ったらいくんで奈良県やったらいかんでというのはおかしいやろという話するんで、いや、橋本市は設けてますんでということを行いましたら、きっちりとした顛末書を書いて私の方に説明書を出してくれたんで、総合的に判断して、よからうということで私は適当ということで出しました。

そういうことで、そういう場合だったとしたら、やはりこの会でまず検討するということ位にしといたしがええんとちゃうんかいなと私は思うんですが。以上です。

・議 長

はい、どうぞ。

・事務局

委員の皆さんに混乱を与えているのは、同意書、経過書、どちらでもええわよというような申し伝えをしておるようであれば、そうではなくて、やはり同意書が一番上に来て、同意を得られなかった場合には、先ほど来から説明しております経過書なり何な

りのまた違う方法があると思っております。

最終的にどちらもない場合には、廣田委員おっしゃるように、この総会の方でご審議をいただいて、皆様で決定をいただければなど思うんですが、ただ、事務局の方針としては、どちらでもいいがではなくて、やはり同意書をまず第一に求めて、その同意が得られない場合については、同意を得られない理由を添えて経過書ということで進めていきたいと思っております。以上です。

・議 長

さん、そういうことで、今度そういうことがあれば、各農業委員会、農業委員さんもその相談があると思しますので、その辺を厳格にひとつ事務処理について、そのような格好で協議して、そして、ここへ上程をしてください。

それで、農業委員会としての、個人やなしに農業委員会としての形で県に進達していく、こういうような格好になると思しますので、よろしく願いいたします。

ほかにないですか。

.....

・議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について を採決いたします。

本件を進達することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり進達することに決定いたします。

次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について を議題といたします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

・事務局

それでは、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規

定による利用権の設定についてご説明いたします。議案書、次のページ、基-1ページ、基-2ページ、位置図の方も基-1ページ、そして、基-1の②をご覧ください。

今月の案件は新規が3件、再設定が7件、合計10件ですが、代表して整理番号1番の案件を読み上げます。継続の案件となります。

利用権の設定を受ける者は・・・、利用権の設定をする者は・・・、利用権を設定する土地は橋本市隅田町山内庵垣内・・・ほか5筆となっております。現況地目は畑で、面積は合計・・・㎡です。利用権の種類は使用貸借で、果樹園として利用します。利用権の期間は2年となっております。利用権の設定を受ける者の耕作面積は約・・・a、継続の設定となっております。

なお、今回、利用権を設定する土地は新規及び再設定すべてで25筆、合計・・・㎡となっております。

以上の集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

・議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんで追加説明ある方はお願いします。

ありませんか、別にこれ説明しとかんなんということは。質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

.....

・議 長

それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について を採決いたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）を議題といたします。事務局に提案理由の説明を求めます。

・事務局

それでは、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）を説明いたします。議案書、中－1ページ、そして、位置図の中－1ページ、2ページをご覧ください。

代表して整理番号1番の案件を読み上げます。利用権の設定を受ける者は、和歌山県の農地中間管理機構である公益財団法人和歌山県農業公社、利用権の設定をする者は……。利用権を設定する土地は橋本市野……。ほか2筆となっております。現況地目は田で、面積は合計……。㎡です。利用権の種類は使用貸借で、普通畑として利用いたします。利用権の期間は2年となっております。

なお、今回、利用権を設定する土地は全部で9筆、合計……。㎡となっております。

県の農業公社が今回の利用権設定により農地中間管理権を取得し、今後、耕作を希望する担い手に転貸することになります。なお、借り受け希望につきましてですが、整理番号1番の案件については、認定農業者である橋本進氏が借り受けする予定であると和歌山県農業公社及びJA紀北かわかみの担当者より伺っております。

以上、審議のほど、よろしく申し上げます。

・議長

事務局の説明が終わりました。担当委員から追加説明があればお願いします。

別に担当委員さん、ありませんか。

なければ、これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

.....

・議長

ちよっとすまん。8番のあまいろってあるやろ。……のうち

の・・・の 。これは 。

・事務局

こちらの土地につきましては、個人さんでお持ちの農地にビニールハウスが4棟建っております。そのうちの1棟を会社で借りて、椎茸栽培のために使いたいということが申請を作って受け付けております。

ですので、ビニールハウス4つ建っているうちの1つを会社が借りるという形になっております。以上です。

・議長

わかりました。
ほかに。

・松岡推進委員

さかのぼって訂正をお願いしたいんですけども、4号の18条の規定の利用権設定のところの・・・と・・・の使用貸借なんですけども、・・・番地というのを・・・番地の地積が・・・というやつが・・・と訂正をお願いしてあったんですけども。

・事務局

今、松岡委員からご指摘のあったとおり、訂正印が使われておりますので、訂正の方を申し上げますので、お願いいたします。

農業経営基盤強化促進法、基-2ページをご覧ください。整理番号2番の案件につきまして、1つ目、出塔・・・は・・・㎡でそのままです。・・・番につきましては・・・㎡で、・・・の地番、こちらが・・・に訂正をお願いいたします。・・・ではなくて・・・に訂正をお願いいたします。そして、地積の方なんですけれども、・・・のところを・・・に訂正をお願いいたします。大変申しわけございません。お手数おかけしますが、よろしくお願いいたします。

・議長

ほかにありませんか。

.....

・議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）を採決いたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

（委員より「異議なし」の声あり）

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第6号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について を議題といたします。事務局に提案理由の説明を求めます。

・事務局

それでは、議案第6号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、ご説明申し上げます。

整理番号1番の案件についてご説明いたします。申請者は橋本市隅田町下兵庫・・・、・・・。申請地は橋本市隅田町下兵庫・・・ほか7筆の合計8筆、・・・㎡となっております。本申請は、相続税の納税猶予の適用を受けている農地について、引き続き納税猶予の適用を受けるために3年ごとに税務署へ提出するものになります。書類の確認及び現地調査の結果、証明するに相当と判断いたしております。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

・議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員から追加説明をお願いします。

・田中（一）委員

7番の田中です。今、事務局の方から説明あったとおりでございまして、現場 2人行ってきて、問題ないと思います。

・議 長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

.....

・議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
議案第6号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について を採決いたします。
本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。
次に報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、事務局に報告を求めます。

・事務局

それでは、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてご説明いたします。議案書の18-1及び位置図18-1ページをご覧ください。

整理番号1番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市野・・・になっております。賃貸人は・・・、賃借人は・・・。
戦前からの小作契約で、令和元年12月22日付で合意解約が成立した旨の通知がありましたので、以上、ご報告申し上げます。

・事務局

次に、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」(案)について、事務局に説明を求めます。

・事務局

それでは、説明を申し上げます。
冒頭の会長のご挨拶の中にもありましたが、昨年、農地転用に係る不祥事が相次ぎ、綱紀粛正に関する通知が農林水産省より2回発出される事態となりました。
本通知を受け、令和元年度農業委員会会長代表者集会及び令和元年度農業委員会会長・事務局長等合同会議におきまして、綱紀

肅正に関する決議が承認されました。

以上を受け、橋本市農業委員会に対し、一般社団法人全国農業会議所並びに和歌山県農業会議より綱紀肅正の決議について取り組み依頼がありましたので、実施するものです。

・ 議 長

事務局、そうしたら、案を読み上げてください。

・ 事務局

それでは、読み上げます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令にのっとり適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底されなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記。1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令にのっとり適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会報第31条の議事参与の制限、同法第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和2年2月10日、橋本市農業委員会。

以上です。

・ 議 長

只今、事務局より説明の後、読み上げました決議案について、承認、決議することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・ 廣田委員

異議ないというけど、うちで勉強したらわかるんやろうけど、この31条、33条と、出たついでにちょっと教えてくれへんかいな。何書いたあるんで。

・事務局

31条につきましては、先ほど議事の中で説明をさせていただいたんですが、農業委員会の委員、農業委員の方。議決権を持たれておる農業委員につきましては、本人またはその配偶者、家族に係る議事、議案については採決に参加できないということを書いています。えこひいきなしよということでご理解いただければ結構です。

あと、33条につきましては、この農業委員会につきましては原則公開となっておりますので、そちらの公平・公正を担保ということで議事録の公表ということになっております。以上です。

・廣田委員

わかりました。

・議長

それでは、ご異議がないようですので、本決議案は原案のとおり承認、決議することに決定いたします。

なお、本決議につきましては、年1回以上の取り組み実施ということを依頼されていますので、橋本市農業委員会としては年度総会ごとに決議することにいたします。

次に、その他に移ります。委員の皆さんから何かご意見、ご質問ありましたら、どうぞ。

・岡本委員

これ法令遵守してとなっとなるんですけども、どういう問題が起きたからこういうことを今後皆さんもやっぱり何か注意しとかんならん問題はどんなことがあったんです？

・議長

4件あって、私2件しか知らなんだけど、大阪羽曳野でありました、無断転用で車庫、駐車場にして金取ったやつ。それは羽曳野市の農業委員会から再三再四、注意、勧告、手続せいということで言うていったんですが、一個も農業委員会のそういうこ

と聞かんみたいないうことで、結局、警察が出て、警察自身が農地法違反ということで摘発されたという業者さんです。

それともう1つは、私の知っとるのでは、奈良県、お隣であったんやけど、これは結局、テニスコート等々の駐車場ということで、テニスコートの横に駐車場を広うしとったみたいですけども、それについては、農業委員会の会長と事務局長で転用を進めてしもうて、町村ですので、結局、市は県の許認可になるんやけども、町村については町長さんが決裁権持ってますので、それで結局、農業委員会の会長さんと事務局長さんで転用の手続を進めてしもうてあって、町長が許可したと、こういうことで、事務局長はそれで1年ほどしたらもうやめてしもうたというようなことで、そういうような案件があつて、ちゃんと手続を踏んでくださいよというようなことなんです。

・岡本委員

後者はわかるんですけど、前者のは農業委員のそれ何も委員会にも委員にも何も言うてこんのにしてあつたいう。

・議 長

そうそう、言うてこんと。

・岡本委員

そんなのはどうしようもないやん。

・議 長

ほしたら、それがわかって、農業委員会の方が再三再四、最初注意し、勧告し、手順を踏んでいったんだけど、一個も言うこと聞いてくれへんかつたいうこと。それで結局、警察が来たという。

・岡本委員

ということは、それはあかんと言うのであれば、農業委員が常に巡回しとって。

・議 長

そう。それは結局、農地パトロールということの我々の仕事になってくる。

- ・岡本委員
それは年に。
- ・議 長
農地パトロールはもうしょっちゅう農地パトロールをしてもら
わんなわからん。
- ・岡本委員
せないかんということですか。
- ・議 長
そして、3ヶ月かけて農地利用状況調査というのを集中的にや
ると。それはそれでやるんだけど、しょっちゅうもうアンテナ掲
げて、ここおかしいな、ここ農地の何ぞに使うてるでしょうとい
うことあったら、結局、農業委員会事務局の方へ情報として提供
してほしいと、こういうことが我々としてもとっていく。
- ・岡本委員
平素からパトロールしとくと、そういうことですか。
- ・議 長
そうです。私ほんで、いつでも軽四の中には、農地どないなっ
とるかチェックする紙入れたある。
そんなことで、皆さん、ほかにありませんか。

.....

- ・議 長
それでは、そういうことですので、以上、本農業委員会総会に
付議されました案件はすべて終了いたしました。
これをもちまして、令和2年2月農業委員会総会を閉会いたし
ます。

橋本市農業委員会会議規則第18条により署名する。

令和2年2月10日

会 長 土井 清美 ⑩

2 番 木下 善久 ⑩

3 番 大西 正明 ⑩